

銚子市公立保育所再編方針

(令和8年3月 銚子市)

再編方針概要

定員減

児童数が減少する中、公立保育所の定員を削減
→定員 270 人→120 人程度(令和 12 年 4 月)

統合

老朽化が進む2つの公立保育所を運営することは、施設の維持管理と人的資源の活用の両面から非効率であり困難
→第二保育所(定員 150 人・築 40 年)と第四保育所(定員 120 人・築 45 年)を統合

今後の流れ

令和8年度に子ども・子育て会議で意見を聴きながら、基本計画を策定
→新設か大規模改修か、新設の場合の新設場所、認定こども園移行の是非、病児保育、医療的ケア児の受入れなどの新たなサービスの創設 など

I 公立保育所再編方針策定の背景

市では、より良い保育所運営を目指すため、平成23年12月に「銚子市公立保育所再編方針」を策定しました。この方針に基づき、平成24年11月に「銚子市公立保育所再編実施計画」を策定し、平成25年3月に第一保育所を廃止しました。また、同計画において、その後の公立保育所の定数削減、再編等の必要性を検討することとされ、令和2年3月に新たな「銚子市公立保育所再編方針」を策定し、令和5年3月に海鹿島保育所、令和7年3月に第三保育所を廃止しました。

現在、市では公立保育所2施設、私立保育所7施設、私立認定こども園1施設の合計10施設で保育を担っていますが、年々入所児童数は減少し、また、公立保育所の施設の老朽化が進む中、厳しい財政状況にあっても、単に財政の効率化を求めるだけではなく、子どもたちがより良い保育環境の中で成長し、保護者が安心して子育てができる環境を整えることが重要です。

このため、今後の就学前児童数の推移や、施設の老朽化など様々な条件を勘案し、今後の保育所の在り方を総合的に検討していく必要があり、この方針を定めるものです。

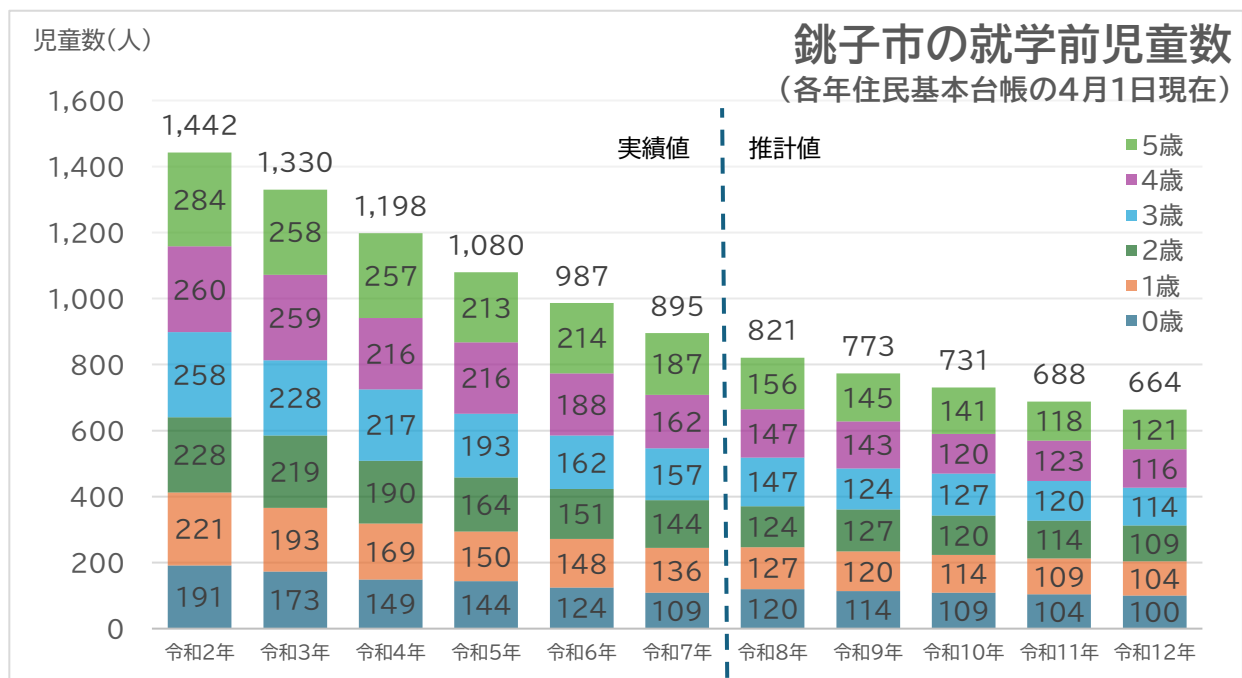
II 銚子市の保育所及び就学前児童の状況等

1 銚子市の保育所の状況

令和7年4月1日現在

保育所名	定員	所在地	開設(認可) 年月日	開所時間	一時預かり	支援センター	病児保育
公立保育所							
第二保育所	150	後飯町 6-20	S31.2.15	平日 7:30~18:30	○		
第四保育所	120	唐子町 8-13	S46.4.1	土曜 8:30~12:30			
私立保育所							
銚子保育園	50	若宮町 3-2	S23.12.1	平日 7:30~18:30 土曜 8:30~12:30			
外川保育園	50	外川町 3-10354	S23.12.1	平日 7:00~18:00 土曜 8:00~12:00		○	○
松岸保育園	50	松岸町 3-362-2	S52.4.1	平日 7:00~18:00		○	
聖母保育園	60	三崎町 1-1858-2	S53.4.1	土曜 8:30~12:30		○	
銚子中央保育園	60	台町 2197	S54.4.1	平日 7:00~19:00 土曜 8:30~16:00	○	○	
東光保育園	40	小船木町 1-863-2	S58.4.1	平日 7:00~18:00 土曜 8:00~12:00			
萌保育園	60	芦崎町 937-3	H5.4.1 (H24.3.30)	平日 7:00~18:00 土曜 8:00~12:30	○		
私立認定こども園							
銚子幼稚園	50	妙見町 1465	R2.4.1	平日 7:30~19:00 土曜 なし			

2 銚子市の就学前児童数の推移と今後の推計



	令和2年	5年間で	令和7年	5年間で	令和12年
0~5歳児の児童数	1,442人	547人 減少 (37.9%)	895人	231人 減少見込 (25.8%)	664人
0歳児の乳児数	191人	82人 減少 (42.9%)	109人	9人 減少見込 (8.3%)	100人

合計特殊出生率については、平成 27 年で銚子市は 1.14、全国 1.45、千葉県 1.38、令和 6 年で銚子市は 0.79、全国 1.15、千葉県 1.09 と全ての年度において、本市の率は全国や千葉県を下回っている状況です。直近 5 年間の出生数は、多少の増減の波はあるものの減少を続けており、令和 3 年と令和 7 年の比較では、147 人から 108 人と 39 人減少し、26.5%の減となっています。

月別出生児童数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和3年	10	12	11	15	18	14	10	13	10	12	11	11	147
令和4年	9	13	15	10	13	11	19	22	5	18	12	10	157
令和5年	6	11	9	8	7	9	16	9	8	7	11	12	113
令和6年	15	13	8	8	4	11	10	14	15	12	7	9	126
令和7年	9	3	8	10	9	13	10	11	12	8	8	7	108

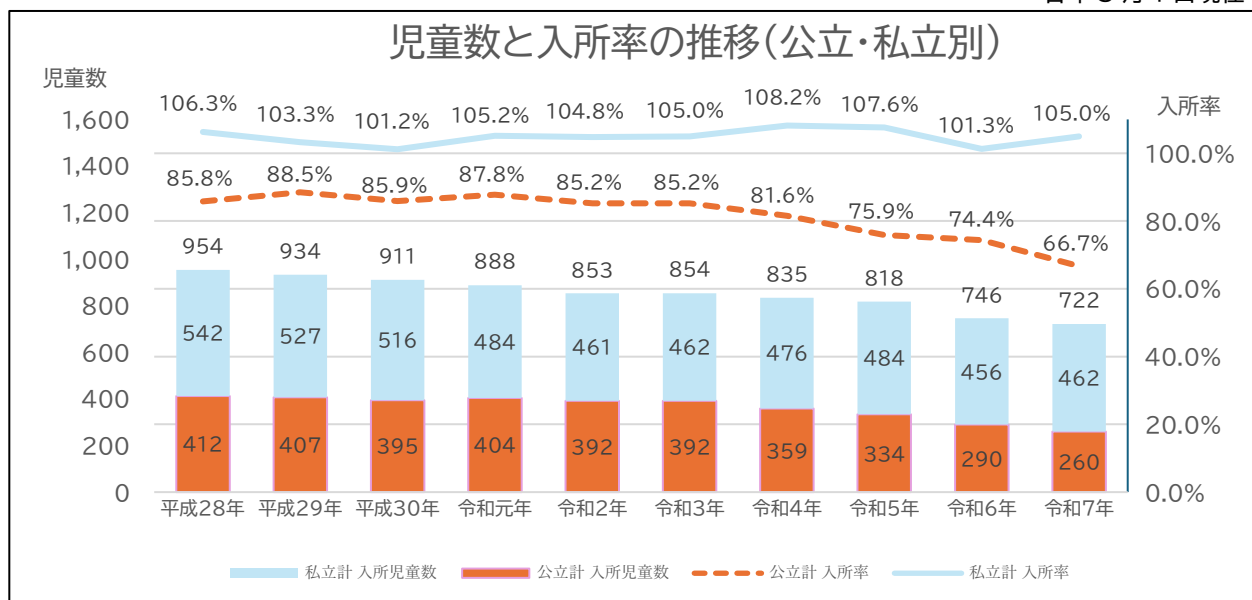
3 銚子市の保育所入所児童数と入所率の推移

本市全体の入所児童数は、令和 2 年（3 月 1 日現在）が 853 人、令和 7 年では 722 人で、比較すると 131 人（15.4%）の減少です。就学前児童数の減少率（37.9%）に比べ入所児童数の減少率はゆるやかで、保育ニーズは増加傾向にあります。

公立保育所の入所率（定員に対する入所児童数の割合）は、85.8%の平成 28 年以降、100%を下回っており、現在も定員割れとなっています。

私立保育所の入所率は、106.3%の平成 28 年以降、100%を超えています。これは入所する児童が多いということではなく、各保育所が入所児童数の減少に合わせて年度ごとに利用定員を減少させているためです。

各年 3 月 1 日現在



定員数の推移 ww

各年 3 月 1 日現在

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
私立保育所 認定こども園	510	510	510	460	440	440	440	450	450	440
公立保育所	480	460	460	460	460	460	440	440	390	390
合 計	990	970	970	920	900	900	880	890	840	830

Ⅲ 今後の保育所の方向性

1 公立保育所

公立保育所と私立保育所は、それぞれの特徴を生かした機能・役割分担を行う必要があります。特に、公立保育所は、私立保育所では不採算になる恐れのある保育サービスの拡充や、関係諸機関との幅広い連携を構築しながら、地域のすべての子育て家庭に対する支援の拠点的な施設として積極的な役割を果たしていくため、これまでに蓄積された経験とノウハウを活用していくことが、今後も公立保育所の基本的な方向と考えます。

このため、公立保育所は、次の機能・役割に重点を置き、保育行政を展開していくことが重要であると考えます。

① セーフティーネットとしての役割

児童福祉法に基づき、市が保育を行う義務を果たすための施設としての役割
(他施設が不測の事態により、保育の実施が困難になった場合のセーフティーネットとしての役割)

② 地域における子育て支援の拠点機能

民間保育所などに情報を発信し、共有しながら、市内全域の保育水準の向上を図る役割

③ 関係機関との連携

公立の特性を生かした行政（健康づくり課（すくサポ、保健師）、教育委員会（学校教育課、小学校等）、子育て支援課）との連携による育児不安や児童虐待防止への対応

④ 配慮を必要とする児童の受入れ

障害のある児童や、外国人家庭・ひとり親家庭・貧困家庭など福祉的な支援を要する家庭の児童など、配慮が必要な児童について、民間保育所以上に積極的に受け入れる役割

⑤ 人材育成の場

保育士を目指す人の保育実習を積極的に受け入れ、将来保育士となる人材を養成する場としての役割

2 私立保育所

市全体の保育の提供を考えた場合、私立保育所は不可欠な存在であり、今後もさらにその役割が大きくなっていくと考えられます。

私立保育所には、多種多様な要望・サービスに対する柔軟性、意思決定の迅速性などの特徴があり、公立保育所と併存することにより、市全体としての保育の選択肢の維持・拡大が図られます。

民間活力を生かして、民間保育所だからこそできる独自の保育内容を展開し、公民相互に連携、協力し、保育需要に対応していくことが期待されます。

IV 公立保育所の再編について

1 公立保育所の再編の必要性

市の人口減少に伴う児童数の減少、保育所施設の老朽化などを考慮すると、公立保育所の再編（統廃合）は避けることができないものと考えます。

① 入所対象児童数の減少

本市の人口の減少傾向は今後も続き、これに伴って保育所入所対象児童数も減少することが見込まれます。実際に、保育所に入所する児童数も減少を続けており、特に公立保育所においては、継続的に定員割れを起こしています。

② 民間活力の活用

公立保育所の再編を進め、同時に、私立保育所による保育の提供を維持し、安定させていくことにより、ひいては行政サービスの効率化が図られていくと考えます。

私立保育所が一定数の入所児童を確保し、安定的な運営を可能にすることを優先的に考えた場合、市全体の入所対象児童数の減少に対処するためには、公立保育所の統廃合を進めて入所受入れの調整を図る必要があります。

③ 施設の老朽化に伴う維持改修経費の負担

公立保育所にあっては、市の財政状況が厳しさを増す中であって、限られた人的・物的資源を有効に活用する観点から適正規模による効率的な運営が求められています。

現在ある公立保育所 2 施設は、いずれも老朽化が進んでおり、両施設を維持、改修していくことは財政的に非効率です。このため、施設の集約化を図ることで、施設改修や今後訪れる建替えの経費を効率的に計画し、保育環境を整備していく必要があります。

2 公立保育所再編(統廃合)後の定員の検討

市内保育所の定員は、現在、公立保育所 270 人、私立保育所 370 人、認定こども園 95 人（1号認定含む）、私立幼稚園 100 人（本来は 200 人であるが実際の入所児童数と乖離があるため 100 人とする。）の計 835 人で、入所児童数が 723 人で入所率 86.6%となっています。令和 12 年には入所見込児童数が 533 人で入所率 63.8%まで低下します。私立保育所の安定的な運営を優先するとともに、公立保育所の役割であるセーフティーネットとしての役割、配慮を必要とする児童の受入れなども勘案し、令和 8 年度と同程度までは入所率を引き上げる必要があります。

同時に私立保育所においても、児童数が減少するなかで、児童数に合わせて利用定員を減少させることにより、子どものための教育・保育給付費（委託費）の児童 1 人当たりの単価も上昇することから、一定程度の定員の減少も考えられます。

就学前施設の定員(見込み)

区分	R7.4	R8.4	R9.4	R10.4	R11.4	R12.4	120人とした場合
公立保育所	270	270	270	270	270	270	120
私立保育所	370	370	370	370	370	370	370
認定こども園	95	95	95	95	95	95	95
私立幼稚園	100	100	100	100	100	100	100
計	835	835	835	835	835	835	685
0～5歳人口	895	821	773	731	688	664	664
入所見込児童数	723	646	610	581	552	533	533
人口入所率	80.8%	78.7%	78.9%	79.5%	80.2%	80.3%	80.3%
定員入所率	86.6%	77.4%	73.1%	69.6%	66.1%	63.8%	77.8%

※現在、私立幼稚園は定員 200 人に対し、令和 7 年度の入所児童数は 53 人と乖離が大きいいため、定員 100 人で入所率を算出。

※入所見込児童数の R7.4 は実績で、R8.4 以降は見込み。

公立保育所の入所児童数(R8.2.1 現在)

保育所名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
第二保育所	7	20	23	25	29	29	133
第四保育所	7	18	16	24	22	25	112
計	14	38	39	49	51	54	245

【再編（統廃合）の基本方針】

以上のことを総合的に勘案し、公立保育所は第二保育所と第四保育所を 1 所に統合し、定員を 120 人程度とすることを基本方針とします。再編（統廃合）の時期については、保護者や地域への十分な説明と、設計・工事の期間を確保するとともに、児童、保護者への影響を最小限にする観点から令和 12 年 4 月の統合を目指します。

この基本方針を基に令和 8 年度に子ども・子育て会議の意見を聴きながら、具体的に「新設するか既存施設を大規模改修するか」「新設する場合はどこに建設するか」「認定こども園への移行の検討」「病児保育、医療的ケア児の受入れなどの新たなサービスの創設の検討」等を決定し、基本計画を策定します。

V まとめ

公立保育所と私立保育所は、それぞれの特徴を生かした機能・役割分担を行い、公民相互に連携、協力し、保育需要に対応していくことが重要です。公立保育所にあっては、限られた人的・物的資源を有効に活用する観点から適正規模による効率的な運営が求められ、また、再編（統廃合）により生じる人的資源は、特別な支援を要する児童への対応拡充などに振り向けることができることとなります。

本方針で示したとおり、公立保育所を 1 所体制にする再編（統廃合）を行うこととしますが、再編（統廃合）は、子どもたちや保護者、地域に様々な影響を与えることになるため、その影響に十分配慮し、令和 8 年度に子ども・子育て会議の意見を聴きながら基本計画を策定していきます。